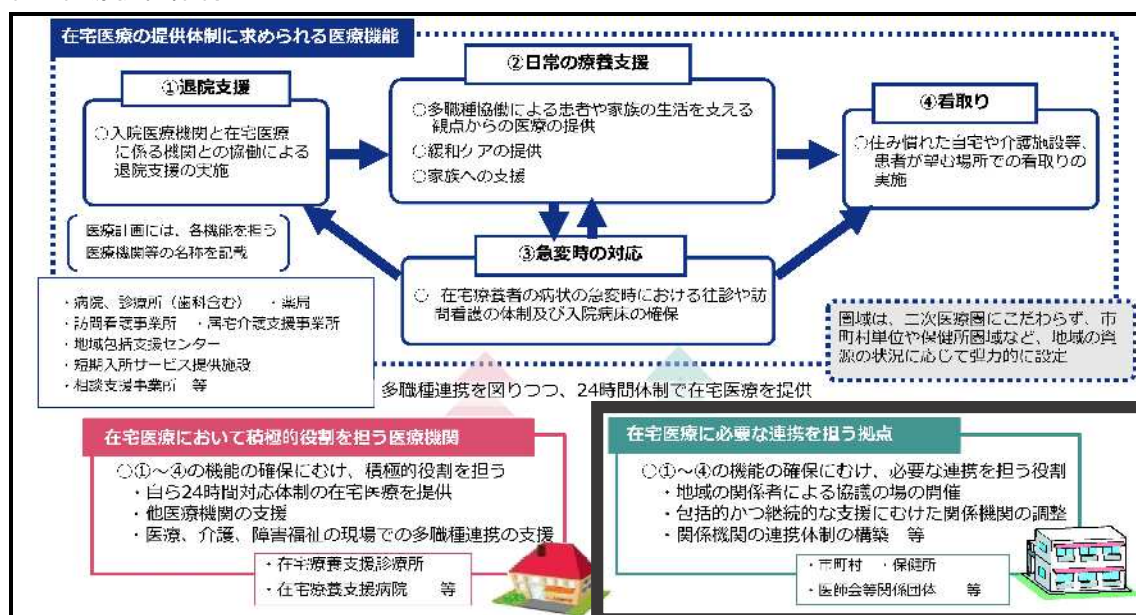


在宅医療連携拠点の取り組みについて

福祉総務課（医療・介護連携担当）

市民が住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送ることが出来るよう、市が「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「連携拠点」という。）としての役割を担い、在宅医療と介護の推進を図るとともに、医療と介護の総合的かつ包括的な連携を推進する。

在宅医療提供体制のイメージ



1 背景等

- ・医療の現場では、救急搬送される高齢者の受入れや退院時における介護者不在事例等すでに複数の課題が浮き彫りとなっており、在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携の重要性が更に高まっている。
- ・国の地域医療構想を踏まえ、県では、令和6年度から在宅医療圏毎に地域における在宅医療に必要な連携を担う連携拠点及び積極的役割を担う医療機関の設定が進められている。
- ・令和7年4月から医療法に基づく「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、令和8年度から日常生活圏域単位（概ね市町単位）等で在宅医療や介護連携等の協議を行うこととされている。
- ・令和8年度から浜松市が総合調整役として連携拠点を担う予定。

2 今後の予定

- ・7月16日（木）に開催予定の「西部地域医療協議会」での協議を経て、県西部保健所長の決定により、県保健医療計画に連携拠点として位置づけられる予定。